

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律とは？】

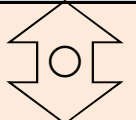
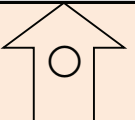
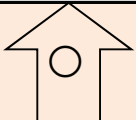
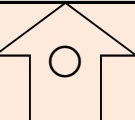
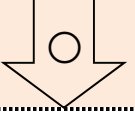
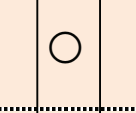
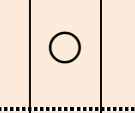
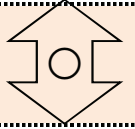
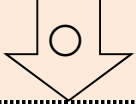
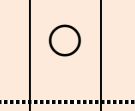
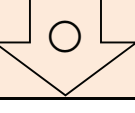
地方公共団体の財政再建制度については、地方財政再建促進特別措置法により赤字団体を、地方公営企業法により赤字企業を、それぞれの法により財政を再建する制度が設けられていました。しかしながら、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、これまでの制度では事態が悪化するまで状況が明らかにならないという問題を抱えていました。

こういった問題を解決するために『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』（以下「健全化法」という。）が、平成19年に部分施行され、平成21年4月に全面施行されました。

健全化法による財政再建制度は、財政悪化が早期に把握でき財政再建にも早く着手できるだけでなく、これまでの制度が、一般会計を中心とした単年度の現金収支の指標のみであったのに対し、公営企業だけでなく、一部事務組合、地方公社や第3セクターなども対象範囲に含め、実質的な負債を明らかにし、地方公共団体の財政の全体像を明らかにするものです。

【健全化判断比率の対象】

健全化法では、『実質赤字比率』『連結実質赤字比率』『実質公債費比率』『将来負担比率』『資金不足比率』の5つの指標が使用されていますが、それぞれの健全化判断比率の対象となる会計は以下のとおりです。

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
吉野町	一般会計					×
	特別会計 (水道事業、簡易水道事業、下水道事業、 農業集落排水事業、病院事業)	×				
一部事務組合 (吉野広域行政組合)		×	×			×
地方公社・第3セクター (土地開発公社)		×	×	×		×

【健全化法における健全化4指標について（総括）】 ※詳細については次ページ以降をご覧ください。

○ 実質赤字比率 ー%

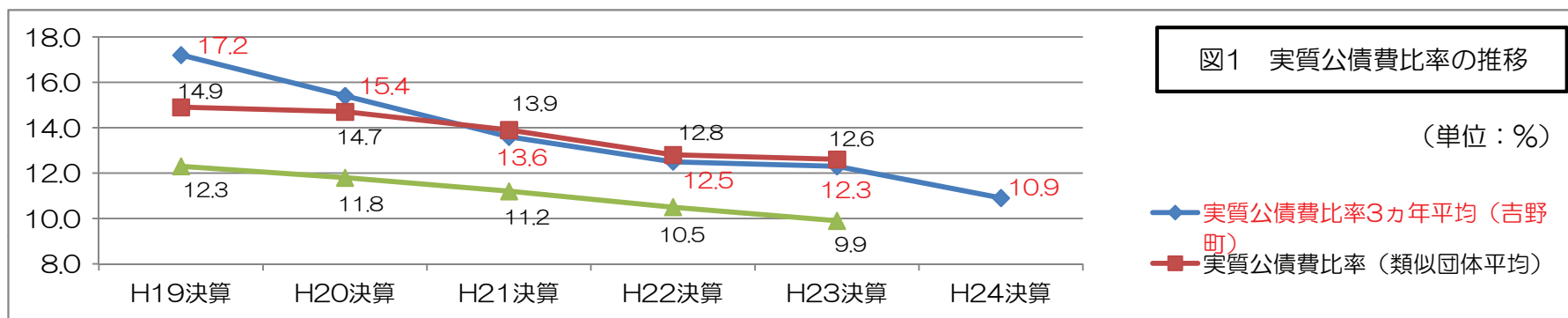
一般会計の決算が黒字のため、実質赤字比率はありません。

○ 連結実質赤字比率 ー%

一般会計及び特別会計において赤字、資金不足が発生していないため、連結実質赤字はありません。

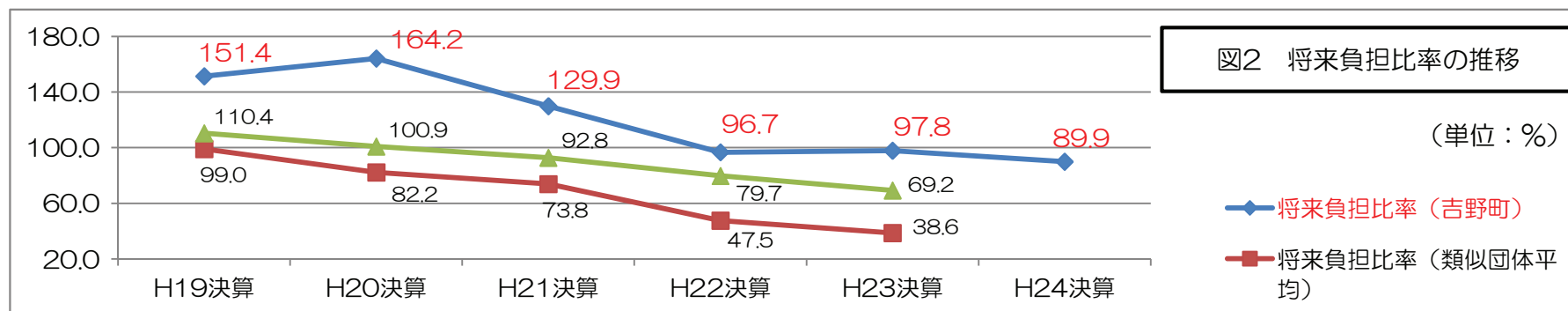
○ 実質公債費比率 12.3% ⇒ **10.9%** 0.4%改善

標準財政規模が小さくなったものの、一般会計、特別会計、一部事務組合の地方債償還額が減少したことにより、昨年度に比べ0.4%改善し、実質公債費比率（3ヵ年平均）は10.9%になりました。



○ 将来負担比率 97.8% ⇒ **89.9%** 7.9%改善

標準財政規模が小さくなったものの、一般会計、特別会計、一部事務組合の返済が終わっていない地方債の額（未償還地方債現在高）が減少したことにより、昨年度に比べ7.9%改善し、将来負担比率は89.9%になりました。



【実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率】

実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の算定は、それぞれ下の算定式により算出されます。

実質赤字比率は、一般会計の赤字の大きさを、連結実質赤字比率は、一般会計の赤字の大きさに病院や上下水道の赤字の大きさを加えたものを、それぞれその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。また、資金不足比率については、病院事業や上下水道事業などの公営企業の資金不足の大きさを料金収入の規模と比較して指標化したものです。

下の「会計別実質収支及び資金不足・剰余額」の表をみるとわかるように、平成19年度以降ごく一部の会計においては、赤字がでているものの一般会計、病院事業や上下水道事業などの公営企業では、赤字や資金不足が発生しておらず、また、表中の全会計の合計も赤字となっていないため、これら3つの指標については一度も数値としては表れていません。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計及び特別会計の実質赤字額又は資金不足額の合計額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【会計別実質収支及び資金不足・剰余額】

(単位：千円)

	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算
一般会計	107,036	222,315	374,709	325,472	467,556	379,417
住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 76	0				
国民健康保険特別会計	67,429	85,366	77,913	90,339	71,436	75,739
介護保険特別会計	42,255	47,872	15,836	12,481	14,578	20,860
保険事業勘定 (A)	42,255	47,838	15,826	12,481	14,578	20,860
サービス事業勘定 (B)	0	34	10	0	0	0
後期高齢者医療特別会計		0	289	81	109	124
老人保健特別会計	▲ 36,922	▲ 7,449	▲ 408	0		
水道事業特別会計	170,558	192,955	213,163	218,014	223,281	224,756
病院事業特別会計	116,736	129,059	137,483	150,165	192,210	219,838
簡易水道事業特別会計	36,668	48,588	32,733	43,012	56,794	53,857
下水道事業特別会計	0	0	0	0	0	0
農業集落排水事業特別会計	2,880	2,896	3,613	3,497	5,664	6,786

【実質公債費比率】（早期健全化基準 25.0 %、財政再生基準 35.0 %）

実質公債費比率の算定は次の式で算出されます。

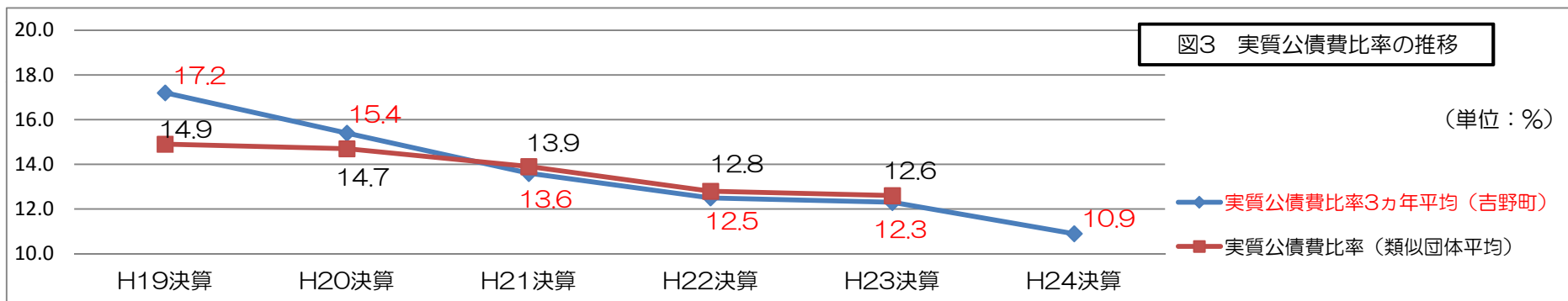
実質公債費比率は、一般会計の地方債返済額に加え、特別会計、一部事務組合の地方債の返済に要した費用等に充てた一般会計からの繰出金、負担金の額を対象とすることで、地方債返済に要する費用全体を把握し、返済額の負担度合いを表すものです。この指標が大きいほど、地方債の返済に多くの財源を必要とすることを意味します。

当町の実質公債費比率の推移は、分母の標準財政規模が減少傾向にあるものの、一般会計、特別会計、一部事務組合それぞれの借金返済額が減少していることもあり、H19以降順調に指標は改善されています。しかしながら、南和広域医療組合の新病院建設、五條市のし尿処理施設の建設、消防救急無線のデジタル化に多額の地方債を借入ることから、今後は上昇することが予想されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} [\ast 1]) - (\text{特定財源} + \text{地方債返済に対して普通交付税で措置された額}) [\ast 2]}{\text{標準財政規模} - \text{地方債返済に対して普通交付税で措置された額}}$$

※1 地方債の元利償還金は、一般会計が返済した地方債の元金及び利子の額のこと、準元利償還金は、特別会計に対する繰出金、一部事務組合への負担金・補助金のうち、各会計、一部事務組合で地方債の返済に充てたと認められる額のことを言います。

※2 過去に借入れた地方債の返済に対しては、地方債の種類ごとに定められた割合に応じて普通交付税で毎年措置されています。算定式中の地方債返済に対して普通交付税で措置された額とは、一般会計、特別会計、一部事務組合の地方債の返済に対して、その年に普通交付税で措置された額のことです。



(単位：千円・%)

	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算
実質公債費比率3ヵ年平均 (吉野町)	17.2	15.4	13.6	12.5	12.3	10.9
実質公債費比率 (類似団体平均)	14.9	14.7	13.9	12.8	12.6	-
公債費	1,239,083	1,155,999	1,148,550	1,131,695	975,847	919,186
元利償還金の額	820,094	767,335	754,781	709,247	614,448	606,075
公営企業分	298,483	312,004	319,870	323,463	287,299	258,699
一部事務組合分	120,506	76,660	73,899	98,985	74,100	54,412
公債費充当特定財源	824,147	857,018	786,565	761,380	679,706	672,975
特定財源+一時借入金利子	27,516	94,221	22,895	12,417	9,681	5,354
普通交付税に算入された額	796,631	762,797	763,670	748,963	670,025	667,621
標準財政規模	3,393,167	3,376,523	3,462,968	3,611,472	3,444,995	3,330,948

【将来負担比率】（早期健全化基準 350% 財政再生基準 - ）

将来負担比率の算定は次の式により算出されます。

将来負担比率は、一般会計の地方債残高や、特別会計、一部事務組合の地方債残高に対して一般会計が負担する額、さらには地方公社や第3セクターの債務保証額を対象にし、把握した負債の総額を標準財政規模に対する割合で表したものです。この数値が大きくなるほど長期にわたり財政的に苦しい状況が続くことを意味します。

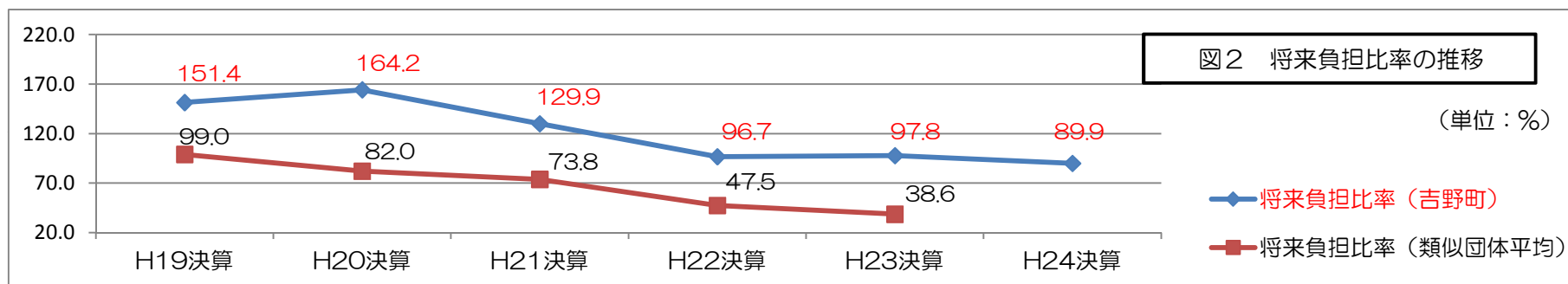
当町の将来負担比率は、一般会計、特別会計及び一部事務組合の地方債残高が順調に削減できたため将来負担額が減少し、また、充当可能基金の残高も増額もしくは横ばいの状態が続いているため、H19決算時の数値よりもかなり改善されてきています。しかしながら、実質公債費比率と同様に広域的にとりくむ事業に対して多額の地方債を発行すること、標準財政規模が減少傾向にあるため、この指標についても悪化することが予想されます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額}[\ast 1] + \text{特定財源見込み額}[\ast 2] + \text{地方債現在高に対して将来普通交付税で措置される見込額}[\ast 3])}{\text{標準財政規模} - \text{地方債返済に対して普通交付税で措置された額}}$$

※1) 充当可能基金額とは、財政調整基金、減債基金など将来負担額に充てることができる基金の残高のことです。

※2) 特定財源見込み額は、住宅使用料など将来負担額に充てることができる特定財源のことです。

※3) 地方債現在高に対して将来普通交付税で措置される見込み額は、現在、一般会計、特別会計、一部事務組合で抱えている地方債の残高に対し、将来普通交付税で返ってくる見込みの額のことです。



(単位：千円・%)

	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算
将来負担比率 (吉野町)	151.4	164.2	129.9	96.7	97.8	89.9
将来負担比率 (類似団体平均)	99.0	82.0	73.8	47.5	38.6	-
将来負担額	11,272,604	11,482,959	11,454,056	11,111,303	10,934,709	10,285,811
地方債現在高	5,252,474	5,666,540	5,698,645	5,448,470	5,201,066	4,965,541
公営企業債等繰入見込額	4,107,515	3,939,634	4,001,995	3,914,601	3,931,348	3,711,887
組合負担等見込額	779,405	665,024	562,678	469,735	408,032	337,965
退職手当負担見込額	1,133,210	1,211,761	1,190,738	1,278,497	1,394,263	1,270,418
充当可能財源	7,340,814	7,188,717	7,946,277	8,341,001	8,219,951	7,891,210
充当可能基金額	521,998	484,935	760,098	1,318,611	1,456,254	1,414,672
特定財源見込み額	3,875	2,212	956	873	379	194
普通交付税措置見込額	6,814,941	6,701,570	7,185,223	7,021,517	6,763,318	6,476,344
標準財政規模	3,393,167	3,376,523	3,462,968	3,611,472	3,444,995	3,330,948